（特定保育所に係る委託費の支払に関する技術的読替え）

第三条　法附則第六条第一項の場合における法及び国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第十四条第一項	子どものための教育・保育給付に関して	子どものための教育・保育給付（附則第六条第一項に規定する委託費（以下「委託費」という。）の支払を含む。以下この項及び第十六条において同じ。）に関して
法第二十条第一項	受けよう	受け、又はその同項第二号若しくは第三号に掲げる小学校就学前子どもに特定保育所（附則第六条第一項に規定する特定保育所をいう。第五項、第二十八条第一項及び第五十九条第二号において同じ。）から第二十七条第一項に規定する特定教育・保育（保育に限る。）を受けさせよう
	を受ける	又は当該特定教育・保育（保育に限る。）を受ける
	同項各号	前条第一項各号
法第二十条第三項	又は特例地域型保育給付費を支給する	若しくは特例地域型保育給付費を支給し、又は委託費を支払う
法第二十条第五項	受ける	受け、又はその前条第一項第二号若しくは第三号に掲げる小学校就学前子どもが特定保育所から第二十七条第一項に規定する特定教育・保育（保育に限る。）を受ける
法第二十八条第一項各号列記以外の部分	特定教育・保育	特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。以下この条において同じ。）
法第三十九条第一項第一号	支給	支給（委託費の支払を含む。次号、次項、次条第一項第二号及び第三号並びに第五十七条第一項において同じ。）
法第五十九条第二号	が特定教育・保育施設等	が特定教育・保育施設等（当該支給認定保護者の保育認定子どもが特定保育所から特定教育・保育（保育に限る。）を受ける場合にあっては、市町村）
法第六十一条第二項第三号	子ども・子育て支援給付	子ども・子育て支援給付（委託費の支払を含む。次条第二項第二号において同じ。）
法第六十五条第二号	支給	支給並びに委託費の支払
法第六十七条第一項	第六十五条	子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）附則第三条第一項の規定により読み替えられた第六十五条
法第六十八条第一項	第六十五条	子ども・子育て支援法施行令附則第三条第一項の規定により読み替えられた第六十五条
法第七十八条第一項	規定	規定（附則第六条第四項を除く。第三項において同じ。）
法第八十七条第二項	第十四条第一項	子ども・子育て支援法施行令附則第三条第一項の規定により読み替えられた第十四条第一項
国有財産特別措置法第二条第二項第二号ホ	又は特例施設型給付費の支給	若しくは特例施設型給付費の支給又は委託費の支払

2　前項の場合における第二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項の表の第三項の項	又は特例地域型保育給付費を支給する	若しくは特例地域型保育給付費を支給し、又は委託費を支払う
第一項の表の第五項の項の中欄	第一項	第一項の受け、又はその前条第一項第二号若しくは第三号に掲げる小学校就学前子どもが特定保育所から第二十七条第一項に規定する特定教育・保育（保育に限る。）を受ける
	受ける	第二十三条第一項の
第一項の表の第五項の項の下欄	第二十三条第一項	第二十三条第一項の
第二項の表の第三項の項	又は特例地域型保育給付費を支給する	若しくは特例地域型保育給付費を支給し、又は委託費を支払う

（保育料の徴収の委託）

第四条　法附則第六条第四項に規定する市町村の長は、同条第五項の規定により同条第四項に規定する額（以下この条及び次条において「保育料」という。）の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、同項に規定する保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

2　法附則第六条第五項の規定により保育料の収納の事務の委託を受けた者は、市町村の規則の定めるところにより、その収納した保育料を、その内容を示す計算書を添えて、当該市町村又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十八条に規定する当該市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

3　市町村は、法附則第六条第五項の規定により保育料の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、当該委託に係る保育料の収納の事務について検査することができる。

（保育料の徴収に係る技術的読替え）

第五条　法附則第六条第四項の規定により市町村の長が保育料を徴収する場合における児童福祉法及び児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

児童福祉法第五十六条第十一項	保育所又は幼保連携型認定こども園の	保育所（第一号に掲げる乳児又は幼児については、都道府県又は市町村が設置するものに限る。以下この項において同じ。）又は幼保連携型認定こども園の
児童手当法第二十一条第一項	第五十六条第三項	第五十六条第三項若しくは子ども・子育て支援法附則第六条第四項